藤枝市子ども・子育て支援事業計画作成に係るニーズ調査について

【1.調査の目的】

《子ども・子育て支援法第61条》 抜粋

- 4 市町村子ども・子育て支援事業計画は、教育・保育提供区域における子どもの数、子どもの保護者の特定教育・保育施設等及び地域子ども・子育て支援事業の利用に関する意向その他の事情を勘案して作成しなければならない。
- 5 市町村は、教育・保育提供区域における子ども及びその保護者の置かれている環境その他の事情を 正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村子ども・子育て支援事業計画を作成するよう 努めるものとする。

《子ども・子育て支援法に基づく基本指針(案)》 抜粋

第三 3 (二) 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画の作成に当たり、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、保護者に対する調査等を行い、これらを踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うこと。

子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、5か年の市町村計画 を策定する。計画策定に当たっての基礎データを得ることを目的とする。

特に、教育・保育施設、地域型保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の算出のための基礎データを得る。

【2.調査の概要】

(1) 調查対象

就学前の児童がいる世帯 1,500世帯

[3歳未満 750世帯] 3歳以上 750世帯]

(2) 調査項目

国の子ども・子育て会議が公表した調査項目を精査し、本市の市町村計画の策定に 必要であると考える項目を抽出し、さらには回答者にとって判りやすいものになるよ うに字句等の修正を加えた。

設問の性質的分類及び設問数は次のとおりである。

- ① 国が提示した項目の内、『必須』のもの 23問
- ② 国が提示した項目の内、『任意』のもの 25問
- ③ 市独自項目 8問
- (3) スケジュール (予定)
 - ① 調査開始 :委員承諾後、速やかに実施 回答締切り:11月末
 - ② 調査票分析 :12月中旬~1月下旬
 - ③ 分析結果報告:2月下旬 ⇒ 第2回子ども・子育て会議に上程

【3.追加調査の概要(放課後児童クラブ)】

(1) 追加調査対象

放課後児童クラブに入会している児童がいる全世帯 約600世帯 (10/1 現在)

(2) 調査項目

国の子ども・子育て会議が公表した調査項目中、「あて名のお子さんが5歳以上である方に、小学校就学後の放課後の過ごし方について伺います。」から引用し、本市の計画の策定に必要であると考える項目を追加している。

設問は全9間で、設問の主な内容は次のとおりである。

- ・平日、土曜日、日曜日・祝日、長期休暇期間の利用希望について
- ・低学年(1~3年生)の利用実態について
- ・高学年(4、5、6年生)の利用希望について
- ・希望するサービスについて
- (3) スケジュール (予定) (【2】の調査と同様)
 - ① 調査開始 :委員承諾後、速やかに実施 回答締切り:11月末
 - ② 調査票分析 :12月中旬~1月下旬
 - ③ 分析結果報告:2月下旬 ⇒ 第2回子ども・子育て会議に上程